

令和2年度 むつ市企業版ふるさと納税



笑顔かがやく



希望のまち



むつ



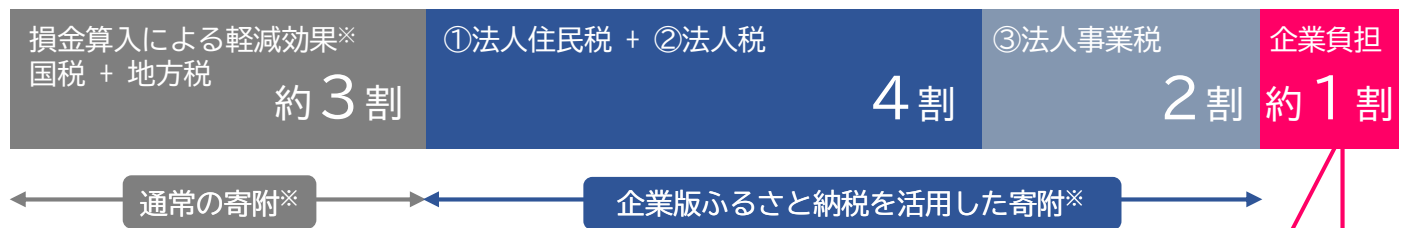
青森県 むつ市

企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を通じて応援を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。

制度（税額控除）の概要

通常の地方公共団体への寄附にかかる損金算入による軽減効果と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減**されます。



※ 企業が地方公共団体に寄附した場合は、その金額が損金算入されるため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

**軽減効果最大
約9割に！**

税目ごとの 特例措置

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割程度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

⚠ それぞれに
上限設定が
あります。

企業にとってのメリット

社会貢献

企業としてのPR効果
SDGsの達成など



パートナーシップ の構築

地方公共団体との
新たな関係の構築



新事業展開

地域資源などを生かした
新事業の展開



むつ市の取組（第2期むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力のある地域社会の維持、発展につながる取組を展開し、市民が誇りと夢や希望を抱いて暮らすことができる魅力あるまちを実現するため、次の4つの基本目標を設定し、各種事業に取り組んでいます。

<基本目標1>

地域に活力 しごとあふれる 希望のまち
(21事業)

PICKUP!

【未来人財育成奨学金プロジェクト】

医師を目指す人材の育成を図るため、医学部医学科へ進学した者に対して一定額の助成金を交付する。

大手予備校から講師を招聘する『まさかり高校医学部進学・特進コースプロジェクト』とも連携。

i 現在、4名の医学部生が助成金を活用中。



<基本目標2>

あふれる魅力 ひとがあつまる 希望のまち
(11事業)

PICKUP!

【キョウイク（教育・共育・今日行く!）拠点によるまちづくり事業】

下北地域初となる高等教育機関を拠点とし、地元企業や地元住民により構成されたプラットフォームを中心に、積極的なインターンシップやセミナー等を開催し、人材の地元定着を図る。

i R2、青森明の星短期大学下北キャンパス開学。



<基本目標3>

かがやく未来 子どもはぐくむ 希望のまち
(30事業)

PICKUP!

【キッズパーク運営事業】

子育て拠点施設「ムチュ☆らんど」において、子どもの遊び場、親子のふれあい及び子育て情報交換の場としての機能の充実を図り、地域が一体となって子育てを支える環境づくりを推進する。

i 年間約3万人の親子が遊びに来ています。



<基本目標4>

誇れるふるさと ころろ安らぐ 希望のまち
(49事業)

PICKUP!

【下北ジオパーク教育促進事業】

下北管内の教育機におけるジオパークに係る教育活動を対象とした補助を実施し、豊かな自然及び地域に根差した文化、伝統等の地域資源について学び、地域への愛着と誇りを育む活動を推進する。

i 全小中学校でジオ学習に取り組んでいます。



寄附の流れ

① 寄附のご相談

事業内容やお手続きの流れなどについてご説明させていただきます。

下記担当課までお問い合わせください。

② 寄附のお申込み

お申し出は随時、受付しております。

その際、寄附申出書をご提出いただくこととなります。必要書類は担当課から郵送させていただきます。

③ 寄附金の払込

寄附申出書を確認後、改めて寄附のお支払い手続きについて通知させていただきます。

内容をご確認の上、お手続きをお願いいたします。

④ 受領書の送付

寄附の受領後、本市より「受領証明書」を交付いたします。

この「受領証明書」は、申告時に添付が必要となりますので大切に保管してください。

⑤ 税制措置の申請

④の「受領証明書」により税の申告を行ってください。

詳しくは、税理士等にご相談ください。

⑥ 公表

市ホームページやプレスリリース等によりご協力企業を公表させていただきます。

※ 公表の可否については、②のお手続きの際にご確認させていただきます。



制度活用にあたっての留意事項

- ✓ 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ✓ 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ✓ 本社（地方税法における主たる事務所または事業所）がむつ市にある場合は、むつ市に寄附をいただいても本制度の対象となりません。
- ✓ 寄附金額は事業費の範囲内となるため、金額についてご相談させていただく場合があります。

お問い合わせ

むつ市 企画政策部 企画調整課 企画調整グループ

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

☎ 0175-22-1111 (内線 2352)

✉ mt-kikaku@city.mutsu.lg.jp